

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (退職手当の調整額) 第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項(第8条の2及び第8条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する基礎在職期間をいう。第13条及び第17条を除き、以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条第3号の規定による停職、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第3条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、同規程第14条の2第1項の規定による育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)、国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年達示第77号)第2条第4項の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程(平成27年達示第24号)第2条第3項の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうちその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等(就業規則第15条第1項第4号の規定による専従休職(以下「専従休職」という。))をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間、配偶者同行休業をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあつては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の休職月等)、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては、当該休職月等を除く。)ごとに当該各月に教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調</p>	<p>(退職手当の調整額) 第7条の4 (同左)</p>

改正前	改正後														
<p>整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 95,400円 (2) 第2号区分 78,750円 (3) 第3号区分 70,400円 (4) 第4号区分 65,000円 (5) 第5号区分 59,550円 (6) 第6号区分 54,150円 (7) 第7号区分 43,350円 (8) 第8号区分 32,500円 (9) 第9号区分 27,100円 (10) 第10号区分 21,700円 (11) 第11号区分 0</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1又は2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。</p> <p>4・5 (略) (後略)</p> <p>別表(第7条の4第3項関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表</p>	<p>2 3</p> <p>(同左)</p> <p>4・5</p> <p>附則 この規程は、平成30年10月23日から施行する。</p> <p>別表(第7条の4第3項関係)</p> <p>1 } (同左) 2</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3号区分</td> <td>(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級</td> </tr> </tbody> </table>	(略)		第3号区分	(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの		(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(同左)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3号区分</td> <td>(1) (同左)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) (同左)</td> </tr> </tbody> </table>	(同左)		第3号区分	(1) (同左)		(2) 教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの		(3) (同左)
(略)															
第3号区分	(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの														
	(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級														
(同左)															
第3号区分	(1) (同左)														
	(2) 教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの														
	(3) (同左)														

改 正 前		改 正 後	
	が6級であったもの		
第4号区分	平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの	第4号区分	(1) (同左) (2) <u>教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</u>
第5号区分	(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち総長が認めるもの (3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の指定職俸給表の適用を受けていた者(第1号区分の項及び第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。)	第5号区分	(1) (同左) (2) <u>教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</u> (3) } (4) } (同左)
第6号区分	(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの	第6号区分	(1) (同左) (2) <u>教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u> (3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) } (5) } (同左)
第7号区分	(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適	第7号区分	(1) (同左)

改 正 前		改 正 後	
	<p>用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち総長が認めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>		<p>(2) <u>教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p>
第8号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち総長が認めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>	第8号区分	<p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) <u>教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち総長が認めるもの</u></p> <p>(4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) (同 左)</p>
第9号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8</p>	第9号区分	<p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p>

改 正 前		改 正 後	
	<p>号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後前の教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>		<p><u>(3) 教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第8号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p>
第10号区分	<p>(1) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の教職員給与規程の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち総長が認めるもの又は4級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の教職員給与規程の教育職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の教職員給与規程の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち総長が認めるもの又は3級であったもの</p>	第10号区分	<p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3) 教職員給与規程の専門業務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p>

改 正 前		改 正 後	
第 1 1 号 区分	第 1 号区分から第 1 0 号区分まで のいずれの教職員の区分にも属しな いこととなる者	第 1 1 号 区分	(同 左)